

簡易公募型プロポーザルの手続き開始公告

東松島市放課後児童クラブ運営業務について、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を随意契約の相手方の候補とする手続きを実施する。

令和7年8月18日

東松島市長 涩 美



1 プロポーザルの概要

(1) 業務名

(債) 令和7年度東松島市放課後児童クラブ運営業務委託

(2) 業務目的

東松島市では、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づく放課後児童健全育成事業を実施しています。

本業務は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等との連携の下、個々の発達段階にも対応可能な適切な遊びと生活の場を提供しようとするものです。

このことにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るとともに、その健全な育成が図られるよう安定的で質の高い保育サービスを提供できる高度な知識と技術、幅広い経験を有する事業者に本市放課後児童クラブの運営業務を委託することを目的とします。

(3) 業務内容

「(債) 令和7年度東松島市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」による。

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

(運営期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで)

(5) 提案額の上限

3年間の総額で455,750,000円とする。ただし、各年度における支払い限度額は次のとおりとする。

令和8年度 148,750,000円

令和9年度 151,500,000円

令和10年度 155,500,000円

なお、本業務は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1第7号に該当するため、非課税にあるものとして取扱う。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すものであることに留意すること。

2 参加者の資格要件

本プロポーザルへの参加を希望できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる

事項をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 東松島市一般競争（指名競争）入札参加資格を有している事業者であること。
- (2) 東松島市建設工事有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第176号。以下「建設工事指名停止要領」という。）及び東松島市物品調達等に係る有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第177号。以下「物品調達等指名停止要領」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (3) プロポーザル方式により契約しようとする業務への参加申込書及び企画提案書提出時において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 第1号における入札参加資格登録申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 次に掲げる法律の規定により申立て等がなされていないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた場合を除く。
  - ア 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て
  - エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立て
- (6) 建設工事において、建設業法第28条の規定に基づく指示及び営業の停止を受けていないこと。
- (7) 公告を行う日から入札執行日までの期間において、国、都道府県及び建設工事指名停止要領及び物品調達等指名停止要領第2条第1項の規定による入札参加資格制限を受けていないこと。
- (8) 東松島市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年東松島市訓令甲第50号）の別表1に該当していないこと。

### 3 参加申込み

本企画提案に参加を希望する者は、「(債) 令和7年度東松島市放課後児童クラブ運営業務委託に係る簡易公募型プロポーザル実施要領」に基づき、参加申込書等の提出期限までに提出書類を提出すること。